

「経済構造改革戦略：Target 4」

＝経済構造改革に関する特命委員会 最終報告＝

平成30年4月27日

自由民主党

未来技術をテコにした多様で包容力ある社会の構築に向けて

5年前の政権交代以降、わが党と安倍政権は、デフレの泥沼にあった日本経済を再興させるため、デフレからの脱却、市場経済本来の好循環の回復に取り組んできた。今は、これまでの成長の成果を生かし、十年、二十年先を見据えて自律的に好循環が持続し、少子高齢化が進む中でもわが国経済の活力を維持・拡大し、世界に伍して力を発揮できるよう、わが国の経済社会の仕組みを変えていくときである。

経済構造改革をさらに加速化させるにあたり、目指すべきゴールを「未来技術をテコにした多様で包容力ある社会（Inclusive Society for Diversity by Innovation）」と設定する。

少子高齢化社会を迎え、特に地方において生産年齢人口が減少し、活力を失いつつあり、国家的課題となっている。私たちは、これに対し、AI、ロボット等さまざまな未来技術を活用し、人・モノ・サービスをつなげることにより、経済に新たな活力を与えるとともに、高齢者や障害のある人も新たな技術やサービスによって支えられながらいきいきと暮らすことができる、多様で包容力ある未来社会への道を開くことができると考える。

本提言では、あるべき社会の実現に向け、4つのターゲットを掲げ、その実現の道筋を示す。

《Target 1》IoT、IoTによりあらゆるものがつながり、新たな価値を生み出す社会へ

人、物、組織、行政が新しい技術でつながり、IoS（Internet of Services）、すなわちサービスが連携することによって、新たな価値を創出していく。

《Target 2》地域・中小企業の生産性革命による好循環の拡大

中小企業・小規模事業者も含む企業収益の増加が、雇用の拡大・賃金上昇につながり、それが個人消費を拡大し、ますます企業の収益を増大させていくという経済の好循環を全国津々浦々まで行き届かせていく。また、各地域が自立し、地域の中でサービスやエネルギーの地産池消が行われ、経済が循環する仕組みを構築していく。

《Target 3》イノベーション・エコシステムの実現と「勝ち筋」への投資

イノベーションが生まれやすく、そのイノベーションの果実をビジネスに結び付け（マネタイズ）、それをさらなるイノベーションや社会実装につなげていく。その際、既存技術の延長線上だけでなく、多様な価値感に基づき、高い目標（ゴール）を見据えて技術開発を続けていくことにより、自律的なイノベーションを循環させていく。

《Target 4》少子高齢化に立ち向かう新たな人材の参画

一方、社会の発展に欠かせないのは人材であるが、わが国には人口減少という大きな壁が立ちはだかっている。女性や高齢者、障害のある方も含め、活躍の場を広げていくとともに、当面続くと見込まれる人手不足にも対応するため、外国人材の活用も広げ、新たな人材の参画を進めていく。また、将来の社会を支える人材の育成にも力を入れて取り組む。

これらを実現するため、わが国のものづくり文化や研究開発力など、持てる力を最大限に生かしつつ、これまでの制度や慣行で改革を妨げるものにはメスを入れ、スピード感を持って各関係者とともに取り組んでいく。同時に、SDGsなど、世界が協調して取り組む課題にも、わが国がけん引役となって取り組んでいく。さらには、TPP11 や日 EU・EPA などを基盤として国際市場でルール形成をリードし、常に自由貿易から最大限の果実を勝ち取っていく。

これらに加え、政府に対しては、これまで党の提案により実現してきた地域未来牽引企業や、規制のサンドボックス、サンドボックス型特区等の制度について、着実に執行し、今後創出されるベスト・プラクティスを横展開していく取組を求めらる。

この『経済構造改革戦略:Target 4』は、経済構造改革に関する特命委員会が、有識者の意見も取り入れて、所属議員の自由かつ創造的な議論の中で生まれた具体的提言をまとめたものである。この戦略について、政府が夏に取りまとめる成長戦略や予算、組織・人員等に反映させるよう、強く要望する。

「経済構造改革戦略：Target 4」

＝経済構造改革に関する特命委員会 最終報告＝

《Target 1》IoT、IoSによりあらゆるものがつながり、新たな価値を生み出す社会へ

1-1	デジタル・ガバメントの推進による国民負担の軽減と生産性向上	1
1-2	レベル3の自動走行車の販売、レベル4の無人走行サービスの提供	3
1-3	健康・医療・介護の新たな展開	4
1-4	ICTを活用した農林水産業の成長産業化	6
1-5	キャッシュレス社会の実現の加速	7
1-6	電波の有効活用	8
1-7	G空間社会の実現	8
1-8	デジタル技術を活用した環境分野での生産性向上	8
1-9	4K・8Kの推進	8
1-10	ICT活用推進委員（仮称）の創設	9

《Target 2》地域・中小企業の生産性革命による好循環の拡大

2-1	中小企業等のITプラットフォームの普及・活用促進	10
2-2	中小企業のサイバーセキュリティの確保	11
2-3	地域未来牽引企業等の支援強化	12
2-4	中小企業の実現に向けた施策の本格展開	12
2-5	地域の創意工夫による地域経済の自立と地方独自の社会的課題の解決	13
2-6	クールジャパンと文化・観光・地域の魅力向上による外需取り込み	15

《Target 3》イノベーション・エコシステムの実現と「勝ち筋」への投資

3-1	イノベーション・エコシステムの実現	17
3-2	Connected Industries、量子コンピュータ等「日本の勝ち筋」への集中投資	18
3-3	ESG投資とSDGs	19
3-4	ベンチャー支援の強化	20
3-5	事業再編の促進と競争環境の整備	21

《Target 4》少子高齢化に立ち向かう新たな人材の参画

4-1	地域における人手不足対策と就労機会の拡大	22
4-2	成長を支える人材育成	23
4-3	女性活躍の推進	24
	PDCA サイクルの強化	25

○「経済構造改革戦略：Target 4」

《Target 1》IoT、IoSによりあらゆるものがつながり、新たな価値を生み出す社会へ

IoTやAIをはじめとするデジタル技術が産業構造を一変し、新たな価値の源泉となる「第4次産業革命」において、「モノとモノ（IoT）」、「人と機械やシステム」、「人と技術」、「国境を越えた企業と企業」、「世代を超えた人と人」、「生産者と消費者」等あらゆるものをつなげていくことが重要である。

まず、政府自らが率先してIoS社会を実現するため、デジタル・ガバメントを構築する。各産業・企業において、各種のプラットフォーム形成の取組が進められているが、Society5.0を実現するためには、政府がデジタル・ガバメント化しなければ社会全体のボトルネックとなってしまう。各種行政サービスのための情報を民間開放することで、民間の創意工夫を促進していくことが重要である。

また、この「第4次産業革命」の流れの中で、中小企業と大企業、中小企業同士の連携を促進することにより、わが国の大宗を占める中小企業がその持てる力を発揮し、生産性革命を実現し、様々な社会的課題に積極的な役割を果たすことができる。

このため、政府のデジタル・ガバメント構築の取組を加速するとともに、中小企業間のオープンなデータ連携を加速することで、人、企業、政府、AIが自動連携していく、IoS（Internet of Services）社会の実現を目指す。また、デジタルを意識させないデジタル社会を構築していく。

1-1 デジタル・ガバメントの推進による国民負担の軽減と生産性向上

1) デジタルファースト法案の提出

・次期臨時国会に、デジタルファースト法案を提出する。利便性と安全性を確保するデジタル技術を最大限活用し、添付書類の全面撤廃のみならず、物理的な本人確認や対面審査の不要化、手数料のキャッシュレス化、行政システムのAPI原則化についても盛り込み、行政手続等をデジタルを原則とするこれからの政府の姿にふさわしいものとする。

・スマートフォンの普及などによりデジタル環境が変わる中、行政自らも最新技術を積極的に活用していく。国民目線・事業者目線で、現行規制の抜本的な見直し（BPR）を躊躇することなく、添付書類の撤廃や本人確認の見直しを含む業務手順の効率化・デジタル化を徹底的に進める。ワンストップ・ワンズオンリー・

24時間365日の行政サービスに革新させ、国民生活の利便性・快適性と行政の効率性を高める。

2) 主要手続電子化の2020年度までの実現

・完全オンラインワンストップを実現すべきであり、その障害となる制度・手続は抜本的に見直す。また、スマートフォンでもワンストップで手続が完結できるようにする。

引越し、死亡・相続、法人設立、従業員の税・社会保障手続を重点取組として、2020年度に向けスピード感を持って実現する。とりわけ法人設立手続については、大多数の善意の起業家含む全てに対し無差別な手続きコストを強いて、ベンチャー設立・ビジネス開始を遅らせてはならない。

・法人向けの電子証明書である商業登記電子証明書の普及を図るため、事務処理や取得費用等の利用コストを利用者目線で抜本的に見直し、費用対効果を向上させる。

・港湾関係手続の迅速化などの改善を行うために、港湾ターミナルのAI化や電子化が進んでいない事業者支援などの港湾関係手続のIT化を推進する。

・自動車保有関係手続に関するオンライン・ワンストップサービスを実現・拡充するため、自動車検査証の電子化の推進、引越しワンストップサービスや関連手続との連携、軽自動車保有関係手続のワンストップ化などに取り組む。

・地方公共団体におけるクラウド型サービスの活用を促進させるため、個人情報保護条例のオンライン結合制限の見直しやセキュリティの確保について、国主導で取り組む。

3) 官民データ連携の推進のための共通基盤の構築

・法人設立、税、社会保険、補助金等の法人手続のワンストップ・ワンズオンリー実現のため、行政データと民間の決算情報等の官民でのデータ交換の仕組みについて早期に課題調査を行い、2019年度以降環境整備に着手する。

4) マイナンバーカードの普及とスマートフォンの活用

・入社時、成人式、入学時、免許更新時、行政手続のための来訪時などあらゆる機会を捉え、マイナンバーカードの発行を促す取組を進める。また、健康保険証、年金手帳や免許証との一体化やチケット等の民間活用、さらには健康ポイントの付与や新たな行政施策の展開への活用等を進める。

・国民に身近な存在となったスマートフォンを様々なサービスの利用に伴う本人確認のツールとして活用できるようにする。その実現に向け、マイナンバーカードの本人確認機能である利用者証明用電子証明書・署名用電子証明書のスマートフォンへの搭載や、本人確認に伴う煩雑な暗証番号の入力を省略可能となる場合の整理など、様々な場面で本人確認をスムーズに行えるようにする。

5) 外部人材の活用と政府横断的な予算確保を通じたIT本部の体制強化

・IT本部事務局を抜本的に改組し、外部の優秀なIT人材を積極的に採用するとともに、システム開発に係る政府横断的な予算確保と機動的な配分、アジャイル開発¹を可能とするなど弾力的な調達ルール整備を進める。これにより、多くの国民や事業者に直結するデジタルサービスを実現する成果重視の組織とする。併せて、役所の人材もこれに対応できるよう、研修の実施や成果が適切に評価される仕組みを整備していく。

・行政手続のデジタル化のみならず、様々な分野での行政処理にAIを積極的に導入していく。

6) 民間企業分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進

・民間企業部門においても、海外プラットフォームの台頭や、サイバーセキュリティ等の危機対応を考慮したデータの適正管理も踏まえると、老朽システムを刷新し、クラウドの特徴を活かした最新技術への移行を促進することにより、AI・IoT等を最大限活用したデジタルトランスフォーメーションを推進することが急務である。そのため、それぞれの業種毎の実態を踏まえて、ITシステムの見える化など実効的な制度枠組を検討する。

1-2 レベル3の自動走行車の販売、レベル4の無人走行サービスの提供

・「自動運転に係る制度整備大綱」に基づき、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに、レベル3²の自動走行車の販売、ビジネスレベルでの地域を限定したレベル4³の無人走行サービスの提供を確実に実現する。これにより、痛ましい事故の削減、少子高齢化に直面する中での過疎や中山間地をはじめとする地域における移動困難者への対応、地方創生の実現といった社会的課題の解決を図る。

そのため、よりビジネスモデルに近い形での実証を進めるほか、無人走行を早期に可能とするよう、ジュネーブ条約の議論をリードして進め、それと並行して、

¹ ソフトウェア工学において迅速かつ適応的にソフトウェア開発を行う軽量な開発手法群の総称

² システムが全ての運転タスクを行い緊急時にはシステムの要請によりドライバーが対応する状態

³ 限定された領域内で、システムが全ての運転タスクを行いドライバーが全く関与しない状態

運転者を前提としない安全基準や交通ルールのあり方についても日本が世界に先んじて検討を進める。

・仮にジュネーブ条約の議論が進展しなくとも、現行の遠隔操作・監視の枠組の中でレベル4の地域限定型の無人走行サービスを事業化できるようにすべきである。一方、遠隔操作・監視型の運用に当たり、制限速度や遠隔監視（1：N）のあり方について、車両性能と走行環境の組み合わせにより安全を確保しつつ、実績を踏まえて柔軟な運用を図る。

・トラックの隊列走行については、技術実証と並行して、早ければ2022年の商用化も見据え、物流政策上の位置づけを明確にしつつ、物流業者を巻き込んで実際のビジネス運用、必要となるインフラ（路車協調含む）の検証、新東名・新名神の整備・機能強化を図る。

そのほか自動走行型の小型モビリティ（宅配・自動走行車いすなど）についても実証結果を踏まえつつ、交通ルール上の取扱いについて検討を進める。

1-3 健康・医療・介護の新たな展開

1) ICTを活用したオンライン医療の推進

・離島や中山間地域だけではなく都市部も含めた患者の負担軽減のため、効果的・効率的な医療の提供に資する対面診療と組み合わせたICTを活用したオンライン診療について、平成30年度診療報酬改定、新たに策定されたガイドラインの下、さらなる普及・推進を図る。

・次期以降の診療報酬改定等を視野に、現在、診療報酬の対象でない分野も含め、オンライン診療に関して有効性や安全性等のエビデンスとなる継続的なデータ蓄積を促す仕組みの構築を目指す。

・国家戦略特区での実証を踏まえたオンラインでの服薬指導に関する必要な法制度の整備、オンライン医療に関する次期診療報酬改定での評価を進め、オンラインでの服薬指導、モニタリングやリハビリテーションなど、在宅医療の推進、患者の利便性の向上、医療職の働き方改革に資する、ICTを活用した「オンライン医療」全体を、患者の安全性を確保した上で推進する。

・ウェアラブルセンサーを活用することで医療の精度を高めるとともに、高齢者や厳しい環境で働く人の生体データを長期的に取得・分析することにより、疾病予防を目指す。

2) 介護ロボット・センサーの活用促進、自立支援のための科学的介護

・介護の質の向上・介護現場の負担軽減に向け、介護ロボット・センサー、AI等の技術革新を、引き続き推進していく。そのため、これらの技術について、活用状況・効果に関するデータを取得可能とし、エビデンスに基づいて次期以降の介護報酬改定での評価につなげる。

・自立支援の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するデータベースについて、2020年度に本格的に運用を開始する。これを用いた分析に基づき、効果が裏付けられた介護サービスを次期以降の介護報酬改定で評価するとともに、取得データを活用して、介護事業所のケアの質の向上、介護職の働き方改革を推進する。

3) データの利活用

・本人同意の下、初診であっても患者の過去の治療・服薬情報を医療機関で把握・共有し、迅速かつ的確な診断・治療に結び付けるための全国的なネットワークを構築し、2020年度より本格的に運用を開始する。

・個人の健康状態や治療・服薬履歴等を本人等が把握、日常生活改善や健康増進に繋げるための仕組みである、PHR（Personal Health Record）を、マイナポータルを活用し構築し、2020年度より本格的に運用を開始する。マイナンバーカードの利便性を高めて、その普及にもつなげる。

・研究者・民間事業者・保険者等が、健康・医療・介護のビッグデータを個人のヒストリーとして連結・分析できるプラットフォームについて2020年度から本格稼働する。

・これらにより、データを活用し、個人の状態に着目した適切な治療・ケアの提供や、保険者や個人による予防・健康づくりを推進する。

・「人生100年時代」において、生涯現役社会を実現するためには、あらゆる世代による予防投資が必要である。これを促進するものとして、既存の公的医療・介護サービスの充実に加えて、公的保険外の予防・健康増進等のヘルスケアサービスの育成が必要であるため、認証制度やガイドラインの整備などを通じ、特に高齢者向けのヘルスケアサービスの品質評価を促進する。

4) 健康増進、介護予防への民間投資の促進

・健康増進、介護予防への一層の投資を促すと同時に、治療と健康管理・予防の取組とを組み合わせた「統合ヘルスケア産業」への産業構造の転換を促す。

・こうした変化を推進する枠組みとして、産学官の様々な主体が連携する実証フィールドを整備する。また、公的保険外サービスの認証制度やガイドラインの整備や高齢者への情報提供の仕組みの構築、成功報酬型の「ソーシャルインパクトボンド（SIB）⁴」の活用推進等を通じ、民間投資を促進する。

・まず、2025年に患者数が700万人を超えると見込まれる認知症の分野から取組に着手することとし、診断方法・治療薬の開発等に加え、認知度テスト等による超早期予防の推進や、認知症患者にも使いやすいデザインの製品・住宅開発など生活支援分野の新たな産業創出を進めていく。

1-4 ICTを活用した農林水産業の成長産業化

1) 21世紀型農業の実現

・最先端のICT技術をフル活用して、生産性向上と省力化を同時に達成する21世紀型農業を実現する。これにより、栽培管理はセンサーデータとビッグデータ解析により最適化され、熟練農業者の作業ノウハウがAIにより形式知化され、実作業はロボット技術等で無人化される新しい農業が誕生する。このような農業を現実にするため、国、農研機構、民間企業、農業者の活力を結集して技術開発を加速化するとともに、速やかな農業現場での実装を推進する。

・食品産業についても、オープンイノベーションによる先端基盤技術の開発と速やかな実装を通じ、国際競争力のある輸出産業に育成する。

2) 森林経営のICT化と林業バリューチェーンの全体最適化

・林業については、最先端のICT技術の実装により、成長産業化と適切な資源管理を実現する。このため、航空機・ドローンを用いたレーザー計測による高精度な森林資源情報の収集、人工林を中心とした森林境界情報の集中的な把握等を推進し森林経営のICT化を進めるとともに、森林組合の強化、素材生産業者の連携拡大等を通じ森林経営を担う主体の育成・確保を図る。

・大規模製材事業者を中心としたバリューチェーンの全国での展開に向け、関連事業者の連携・大型化を進めるとともに、ICTによるデータ共有を推進し、バリューチェーンの全体最適化を図る。また、流通段階のマッチングやコスト削減のため、地域の自伐林家や中小の製材工場なども含めた意欲ある事業者が参画し、情報交換などを行うフォーラムを設置する。加えて、木材製品の輸出促進のため、

⁴ 資金提供者から調達する資金をもとに、サービス提供者が効果的なサービスを提供し、サービスの成果に応じて行政が資金提供者に資金を償還する、成果連動型の官民連携による社会的インパクト投資の手法の一つ

日本の規格が相手国の基準に取り入れられるような環境整備を進める。

3) 水産業の成長産業化と適切な資源管理の実現

・水産業においても、最先端の ICT 技術を実装し、成長産業化と適切な資源管理を実現する。このため、先端魚群探知機等を活用した官民連携による資源量把握、ICT を活用した迅速・的確な資源管理を進めるとともに、生産から流通段階にわたる多様なデータをデジタル化し集積するプラットフォームを構築し、集積したデータを活用して生産・流通の効率化等を進める。

1-5 キャッシュレス社会の実現の加速

・キャッシュレス化は、消費者の利便性の向上に加え、事業者にとっても現金取扱いコストの削減など、社会全体の生産性向上に寄与する取組であり、IoT 社会の実現に不可欠なツールである。現行の政府目標（10 年後にキャッシュレス比率 40%）は不十分であり、官民で連携し、より高い、世界最高水準のキャッシュレス比率目標の設定を行う。

・キャッシュレス社会の実現のためには、事業者側・消費者側双方に対する課題解消の取組が不可欠である。FinTech の活用による小売・外食等の事業者が受け入れやすいサービスの創出を促していく。近年、多くの企業で展開が始まっている QR コードを通じた支払いサービスについて、そのデータフォーマットの標準化の取組を進める。

・また、諸外国の取組も参考に、消費者のキャッシュレスツール利用を促進するインセンティブ措置を検討する。あわせて、キャッシュレスツールの利活用が地域活性化や地域での消費拡大にも資するよう、地方自治体などと連携した取組を進めていく。

・マイナンバーカードを活用したクラウド型決済インフラとして実証稼働中の自治体ポイントの仕組みを利用し、地域のキャッシュレス化を伴う新たな地域活性化策の検討を進める。

・わが国においても、キャッシュレス化をはじめ、サプライチェーン内のデジタル化を進めるとともに、商流・金流一体でのイノベーション実現に資するよう、既存の法的枠組みの見直しを含む制度的措置を検討する。

1-6 電波の有効活用

・電波は、Society5.0の社会実装の進展により、データの流通量が飛躍的に増大することが予想されている。昨年11月の規制改革推進会議第2次答申に沿って、公共用周波数の民間開放と民間部門に割り当てられて有効に活用されていない周波数の有効活用に取り組んでいく。

・2020年からの5Gの実現に向け、具体的な用途の開拓、電波の割当てを進めるとともに、地方への展開を進めていく。加えて、5Gをはじめとする高度無線環境を前提とした、ネットワークやデータセンターのあり方の構造的な変化に対応した、エッジコンピューティング⁵やネットワーク制御技術、無線通信網を支える光ファイバ網、トラフィックの分散等に対応したデータセンターの地域整備など、世界最先端のデジタル環境を構築していく。

1-7 G空間社会の実現

・高精度の位置情報とAI、ビッグデータ等の最先端技術を高度に組み合わせたG空間社会（地理空間情報高度活用社会）は、IoT、IoSによる新たな価値を創出するための基盤であり、早期にその実現を図ることが必要不可欠である。このため、準天頂衛星システムの7機体制の確立とそのさらなる精度向上・セキュリティ対策などの機能強化や利用拡大及びG空間情報センターの機能強化等により、自動走行等をはじめとする「G空間プロジェクト」を強力に推進する。

1-8 デジタル技術を活用した環境分野での生産性向上

・IoT、AI等の最新技術を活用し、製品の維持管理、部品交換、シェアリング等を最適化する資源循環システムの検証、ごみの収集運搬や選別の効率化、自然公園における多言語解説の充実や測量等の効率化、自家消費される再エネ価値の取引の実証など、環境分野での生産性向上を進める。

1-9 4K・8Kの推進

・高度な映像技術である4K・8Kは、放送分野のみならず、医療・警備・学術等の様々な分野で活用が可能であり、少子高齢化社会が抱える様々な課題の解決などに非常に重要である。技術実証等を通じて、4K・8KとAI・IoTの組み合わせによる4K・8Kの他分野での活用を目指す。

⁵工場、ロボット、自動車、ウェアラブル等の現場や機器（エッジ）で人工知能等の情報処理を行う技術

1-10 ICT活用推進委員（仮称）の創設

・IoT・AI時代が到来するなか、誰もがSociety 5.0の社会実装の恩恵を受けることのできる環境を整備するため、高齢者等がICT機器の操作等について気軽に相談できる地域の身近な存在として、「ICT活用推進委員（仮称）」制度を創設する。

《Target 2》地域・中小企業の生産性革命による好循環の拡大

2-1 中小企業等のITプラットフォームの普及・活用促進

1) 中小企業のITプラットフォーム等の導入への強力な支援

・中小企業のIT化による省人化及び生産性向上を促進するため、財務・会計、顧客管理・受発注など、中小企業の個別ニーズに応じて民間企業が展開している各種のパブリック・クラウド型のITプラットフォームサービスをはじめとするITシステムの導入を、引き続き強力に支援する。

・その際、ITプラットフォーム導入の意義、ビジネスとの親和性、導入コスト、効果的な運用等についてのノウハウが中小企業には不足していることに鑑み、ITシステム導入補助を進めるに当たっては、補助対象となるITシステムを販売する各ITベンダーがコールセンターサービス等により導入支援を行う等、きめ細かな支援を実施する。

・なお、各中小企業が自ら導入したITシステムの運営や生産性向上のノウハウ、成功体験（事例）を同業他社や同規模の異業種等に横展開し、地域・業界全体の活性化の促進を後押しする。

2) 補助金申請等の「中小企業支援プラットフォーム」の構築

・国は、補助金申請等の行政サービスをオンライン・ワンストップ・ワンスオンリーで実施する「中小企業支援プラットフォーム」を構築し、中小企業の利活用を促していく。その際、データ標準や共通のAPI形式を定めることで、国の提供するプラットフォームと民間企業が提供する各種ITサービスとのデータ連携を円滑化し、中小企業の利便性を一層高めていく。

・なお、先行して整備した、ベンチャーによる施策申請コストを削減する「ベンチャー支援プラットフォーム」について、各省に跨るベンチャー関連施策の一元的な窓口にするべく、関係省庁と連携し、年度内を目途に対象とする施策を拡充する。

3) 中小企業を含むサプライチェーンのデータ連携の推進

・中小企業を含むサプライチェーン全体での生産性向上を図るため、企業間の受発注の電子化（EDI）の共通化を引き続き推進するとともに、金融機関からの入金データを連動させる取組の普及啓発を進める。

2-2 地域・中小企業のサイバーセキュリティの確保

1) クラウド化の促進等を通じたサイバーセキュリティ対策

・第4次産業革命を推進していく中で中小企業のサイバーセキュリティ対策は課題であり、セキュリティが確保された各種クラウド型サービスの利用促進が有効であり、ガイドライン等を通じた中小企業の自主的な取組を引き続き強力に促す。

・地方公共団体等の情報システム担当者を対象とした実践的サイバー防御演習を通じ、サイバー攻撃によるインシデントの検知から対応、報告、回復までの一連の対処ができる人材の育成を図る。

2) 「情報処理支援機関」を通じた支援の強化

・中小企業におけるサイバーセキュリティ対策を強化するため、中小企業経営強化法に基づき今後、「情報処理支援機関」として認定される IT ベンダーについて、その認定に当たっては、サイバーセキュリティーを確保し、「情報処理支援機関」が中小企業のサイバーセキュリティを含む IT 導入などの相談窓口となるよう促す。

3) 中小企業に対する保険の普及と、支援機関を通じたきめ細やかな支援

・現在、中小企業を含むわが国産業全体のサイバーセキュリティ対策を強化する切迫した状況にある。しかし、実態はセキュリティ関連のハードとソフトを外国に依存しており、これがセキュリティの穴となることが想定される。このため、わが国独自かつ世界を勝ち抜けるサイバーセキュリティビジネスを民間と連携して推進する。

・また、サイバーセキュリティ対策の網を、体制が十分でない中小企業に広くかけていくため、保険会社や中小企業が活用可能なサイバーセキュリティ対策のベストプラクティスや対策状況の可視化ツールの整備などを通じて、中小企業をはじめとする民間企業向けのサイバーセキュリティ保険や各種サービス（サイバーセキュリティの知識が必要な中小企業関係者に対し、その意義や具体的な事例、会社にもたらす影響などについて、「e-ラーニング」等で必要なノウハウを提供するサービスや、サイバー事故事例の情報共有など）の普及促進を図る。

・地域の中小企業・小規模事業者からのサイバーセキュリティに係る相談に対し、商工会・商工会議所や各都道府県のよろず支援拠点等において、情報処理推進機構（IPA）等と連携して、きめ細かな支援を行う。これらを通じて中小企業のサイバーセキュリティに対する意識喚起を図るとともに、商工会・商工会議所の経営指導員等にサイバーセキュリティに関するセミナーを実施するなど、中

小企業に対してサイバーセキュリティに関する支援を行うことができる人材の育成を併せて行い、中小企業の相談対応体制の強化を図る。

2-3 地域未来牽引企業等の支援強化

1) 地域未来牽引企業の支援を通じた「地域経済好循環エコシステム」の具体化

・「地域経済好循環エコシステム」の具体化に向け、地域への波及効果が高い「地域未来牽引企業」をはじめとする地域中核企業等をさらに発掘する。また、「地域未来投資促進法」等を活用して、予算、税、金融、規制の特例等の支援策を総動員し、これらの企業による地域経済を牽引する事業を集中的に支援していく。

その際、地方創生推進交付金も活用して各省連携の下で支援を行うとともに、海外需要の取り込みや地域経済への波及等、「地域未来牽引企業」のベストプラクティスを創出する。

・「地域未来牽引企業」の取組状況をフォローアップするとともに、その結果も踏まえつつ、選定の今後のあり方について検討する。

・地域の公設試験研究機関、大学、産業支援機関等が連携して販路を見据えた開発などの一貫支援を行う体制を整備するとともに、支援機関への設備導入の促進や、広域連携を通じた設備の有効活用、支援ノウハウの相互補完を図ること等により、地域の支援機関の機能を強化していく。

2) 中堅・中小企業の海外展開支援

・TPP11、日EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などの自由貿易協定を契機として、世界経済の成長を地域のすみずみまで取り込んでいくべく、中堅・中小企業の海外展開支援を強化する。具体的には、新輸出大国コンソシアム、JETRO 国内外事務所及び中小企業等海外展開現地支援プラットフォームを中心としたコンサルティング・マッチング機能等の強化や、海外ECを活用したテストマーケティング・販路開拓支援等により、世界経済とリンクしていなかった中堅・中小企業に成長機会を着実に提供する。

2-4 中小企業の生産性革命の実現に向けた施策の本格展開

1) 支援機関の「見える化」と能力向上

・よろず支援拠点や、商工会・商工会議所、地域金融機関などの身近な支援機関が十分に機能を発揮することが不可欠である。このため、支援機関の「見える化」を図るとともに、中小企業等経営強化法改正によって導入する認定経営革新等支援機関の更新制等を活用して、支援機関の能力の確保・向上に取り組む。

2) 事業承継等の強力な支援の展開

・平成30年度税制改正による事業承継税制の抜本拡充に加え、M&Aによる親族外承継の支援、事業承継ネットワークやマッチング機能の強化、承継後の設備投資等に対する支援など、**承継前後のシームレスな支援**を実施する。また、小規模・個人事業主の承継に対する予算や税といった総合的な支援策や、大企業・中堅企業と連携した承継の支援、事業承継の障害となっている個人保証の見直しに向けた「経営者保証ガイドライン」の一層の普及・促進等を進める。

・中小企業経営強化法に基づく、業種別指針策定を様々な業種に拡大し、各業種
の特性に応じて生産性革命の実現に取り組むよう促す。

・下請取引適正化については、各産業界における「自主行動計画」の着実な実行と新たな策定業種の拡大を促していく。また、下請Gメンによる下請中小企業ヒアリングの体制を強化し、継続的に取引実態の把握を行っていくなど、取引環境の改善に向けて粘り強く取り組む。

3) 小規模事業者の支援の強化

・地域経済の担い手である小規模事業者の支援も重要な課題であり、小規模事業者対策における支援機関と地方自治体の連携を強化し、地域の産業実態に応じた小規模事業者対策を展開する。その際、小規模事業者にとって使い勝手の良い支援機関のワンストップ化、支援ツールのパッケージ化を心がける。

4) 安定的な支援実施に向けた中小企業予算の基金化

・中小企業に対して継続的な支援を行うためには、複数年度にわたって安定的に支援を行うための予算の確保が必要であり、中小企業予算の基金化の必要性について検討する。

2-5 地域の創意工夫による地域経済の自立と地方独自の社会的課題の解決

アベノミクスによって経済が回復してきても、地域の衰退と人口流出に歯止めがかかっていない。各地域にはそれぞれ魅力があり、個性的であるが、一方で地域ごとにそれぞれさまざまな課題を抱えている。

これを解決していくために、新技術を活用した新たな手法、すなわちシェアリングエコノミー、ローカル10,000プロジェクト、分散型エネルギーインフラなどの仕組みをフルに活用し、地域経済の自立と社会的課題の解決を目指す。

1) シェアリングエコノミーによる地域の自立の促進

・わが国の地域においても、子育て、地域の足の確保、観光振興、就業機会の創出などの分野において、シェアリングエコノミーの活用事例が多く見受けられるようになってきている。

今後は、シェアリングエコノミー活用推進事業なども活用しながらモデル事業として多くのスキームの検討・開発を行い、そこで生まれるベスト・プラクティスの横展開を図り、地域の自立や定住の促進等を目指す。

・シェアリングエコノミーとキャッシュレス化は相乗効果が高い。地域でシェアリングエコノミーを行う際、スマートフォンを利用してキャッシュレスで決済できれば、対面することなく、あるいは訪日外国人に対してもサービスを提供することができ、提供できるサービスの幅が大きく広がる。シェアリングエコノミーの推進の観点からも、キャッシュレス化を推進していく。

2) ローカル 10,000 プロジェクトによる新しい地方創生

・地域には優れた個性的な自然、文化、伝統など魅力的な資源が豊富に存在する。地域の運命共同体ともいえる地方公共団体、地域金融機関等の地域の主体が互いに連携協力し、こうした資源と地域金融機関の資金を結びつけて将来にわたって持続的な経済活動を創出していくことは、地域経済の好循環を拡大推進するための鍵となる。

・このため、産学金官の連携のもと、地域の資源を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型の事業の立ち上げに直接公費を投入して地域金融機関からの融資の呼び水とし、地域資源を活かした創業や既存事業の新分野展開を後押しする地域経済循環創造事業交付金を引き続き推進し、地域における雇用を拡大していく。

3) 低炭素な分散型エネルギーインフラによる地域経済好循環の実現

・2020年より電力の完全自由化が実現するとともに、今後ますます脱炭素社会構築の必要性が高まる趨勢を踏まえれば、わが国のエネルギーのあり方として、今後、より効率的で低炭素な大規模・集中型エネルギーと、需要サイドに近い分散型エネルギーを組み合わせ活用していくことが望ましい。

その際、分散型エネルギーの主要な担い手となるのは地域である。地域資源を活用して再生可能エネルギー等の利活用を地域ぐるみで行うことによって、地域は、わが国のエネルギーインフラにおいて重要な役割を担うだけでなく、エネルギーの地産地消を通じた1次産業の6次産業化や経済の域内好循環の実現、「地域循環共生圏」の具現化も可能となる。

こうした観点から、地方自治体を核とした、分散型エネルギーインフラプロジ

エクトを一層積極的に各地域に展開していく。プロジェクトの事業性を高める観点から、地方自治体によるまちづくり政策との連携（熱需要等の域内需要の集約化）や地域金融機関の積極的な参画を促していく。

2-6 クールジャパンと文化・観光・地域の魅力向上による外需取り込み

1) クールジャパン戦略の展開

・日本の地域は、それぞれが潜在的な魅力を豊富に有している。こうしたコンテンツや衣食住等を、外国人が好む日本の魅力として、より高い付加価値をもって創出・展開していくため、世界遺産や日本遺産等も活用しつつ、文化的・歴史的背景に遡って、地域の魅力を語るストーリーに基づいて発信していく。また、こうしたことに必要な、高度デザイン人材や、地域プロデュース人材の育成、外国人材の集積を図る。

・国内外の拠点の活用、官民の連携によるビジネスの推進、放送コンテンツの海外展開、効果的な資金供給等を通じてクールジャパンを発信することにより、日本酒を含む商品・サービスの海外展開や、インバウンド観光消費・外国人の長期滞在の拡大につなげる。

・DMOの活用や、多言語音声翻訳システムの活用、IoT技術を活用したスマートリゾートの推進や地域の中小・小規模事業者支援、商店街振興、街並み整備とも連携した観光地域づくり、国立公園の魅力の発信を支援する。

2) まちづくりに関わる人材の育成、エリアマネジメント主体の機能強化

・地域における人口流出や人手不足が深刻化する中で、地域における生活と仕事の基盤であるまちの魅力を向上するため、インバウンド需要の取り込みや魅力的なしごとの創出等の観点から、まちづくりに関わる人材の確保・育成やエリアマネジメント主体の機能強化や官民データの活用を図るとともに、データ利活用型スマートシティの形成や地域へのインパクト・波及効果の高い民間投資を促進する。

3) アート市場の活性化

・諸外国と比較して規模が小さいわが国のアート市場を活性化し、拡大するため、官民連携したコンソーシアムにより関係者の連携協力体制を構築し、当該コンソーシアムにおいて美術品の流通の拡大等によるアート市場の好循環を実現するための方策を検討する。

4) 「文化 GDP」の拡大：文化芸術を活かした経済活性化

・日本の「コンテンツ力」強化の取組と合わせて、わが国の「文化」として、伝統芸能、芸術文化、歴史的建造物をはじめとする文化財はもとより、食や酒とその伝統、文学、マンガ、アニメや映画・映像とそれらのいわゆる「聖地」、音楽・音声、ゲーム等各種プログラム、キャラクター、デザイン、デザイナー、ブランド等を含めて「文化」の定義を広く捉え直す。

そして、「クールジャパン」や「インバウンド」そして「地方創生」の視点も踏まえながら、こうした文化芸術資源・資産の活用による経済活性化に取り組み、その経済波及効果の拡大に結び付ける。

5) スポーツツーリズムの推進

・スポーツ目的の訪日外国人数やスポーツツーリズムの関連消費額を大幅に増加させるため、地域スポーツコミッション等のスポーツツーリズムに取り組む全国各地の組織が活発に活動できるよう、活動に対する支援や、マーケティングデータ等の情報提供等を行う。また、官民が連携してスポーツツーリズムムーブメントを創出するためのプロモーション等を行う。

《Target 3》イノベーション・エコシステムの実現と「勝ち筋」への投資

3-1 イノベーション・エコシステムの実現

1) イノベーション・エコシステムを生み出すための基本的姿勢

・イノベーション・エコシステムを生み出していくには、まず、多様なシーズが次々と生まれる必要があり、失敗を恐れずにチャレンジする姿勢とともに、いかにしてニーズとつなげるかを意識し、外部のリソースや他者の持つ強みと組み合わせながら、目的を明確にしたオープンイノベーションを展開していくことが重要である。

・また、このようにイノベーションが生まれやすくなっても、その成果が世界の仕組みやルールの中で生き残っていかなくてはならず、そのためには、自らの起こすイノベーションによって世界レベルで社会を変え、スタンダード、ルール、仕組み、プラットフォームを創出していく姿勢が求められる。民間の国際標準化活動への支援を拡充するとともに、司令塔機能（政府 CSO（Chief Standardization Officer））のあり方の検討を進め、重要分野の国際標準化、規制や政府調達との連携を戦略的に進めていく必要がある。

・そして、イノベーション・エコシステムは、そのシステム自体が自律的に持続性を有することが大切であり、システム全体が柔軟性を持ち、機敏に変化に対応できる仕組みを内包していなければならない。

・今般、知的財産戦略調査会から出される提言とともに、イノベーション・エコシステムの実現に取り組んでいく。

2) ハイリスク・ハイインパクト型の研究振興を拡大

・破壊的イノベーションを生むイノベーション・エコシステムを構築するには、官民が協力して、成果がハイインパクトである研究への取り組みを促すことが重要である。このため、実現したい将来の姿を明確にした上で、優れた技術の目利きの力を有したリーダーが既存の組織の枠を越えた体制で、トップダウン式の運営により研究を実施する「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）⁶」の後継プロジェクト等、産学連携でのハイリスク・ハイインパクト型の研究開発を拡大する。

⁶ 実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的な科学技術イノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進することを目的として創設されたプログラム

3-2 Connected Industries、量子コンピュータ等「日本の勝ち筋」への集中投資

1) リアル×データへの政策資源の集中投入

・第4次産業革命時代はデータの規模とその利活用の質が、ビジネスモデルの優劣に結び付くため、限られたプラットフォーマーが巨大な富を独占する Winner takes all の世界である。この世界で日本が勝ち抜くためには、Connected Industries を推進し、比較優位を持つ「リアル（自動車、製造、バイオ・素材等の実世界技術）×データ」の領域に限られた政策資源を集中投入し、真に世界一になれるビジネス（AI×ロボティクス等）を生み出していく。

・異なる企業間のデータ連携を進めるためには、データの規格化・標準化を進めるとともに、セキュアな技術を活用しつつ流通させることが必要である。そのために、分野横断的なデータの連携を視野にデータの標準化等に向けた調査・検討を支援していく。

2) 研究開発等の推進

・ものづくりとの親和性が高いエッジコンピューティング技術や、量子コンピュータをはじめとする次世代コンピューティング技術の開発を進めていく。これらは、第4次産業革命が進展する中、競争力の源泉となる重要な分野であり、産学官が連携する集約型研究開発拠点を設けるなど、その研究開発を進めていく必要がある。特にその際には、新たなイノベーションの担い手となる、ベンチャー企業も巻き込んだ技術開発を進める。

・また、十数年後と見込まれる量子コンピュータの完成に先行する形で、量子アニーリングマシン⁷等の試作機を活用した量子コンピュータ向けのソフトウェア開発競争が世界で始まりつつある。このため、最先端技術を生み出し、かつ、使いこなすための人材育成を重点的に進めることで、日本発の量子コンピュータのソフトウェア市場創出を目指していく。

・さらに、個人情報保護の観点から開発を進めている秘密計算技術⁸をはじめ、最新のセキュリティ技術の研究開発を推進する。また、新たな技術の社会実装に向けて、規制のサンドボックス制度の活用を促していく。

・わが国経済をけん引する技術や事業は政府が重点的に研究開発を支援し、世界トップクラスのものに育成し、わが国の経済成長をより確実なものにする。また、わが国として守らなければならない核心的技術や事業も同様に政府が重点的に

⁷ 量子力学の原理を用いて、大量の選択肢の中から最適な組み合わせを見つける最適化問題を高速に解くことができるコンピューティング技術

⁸ 複数企業のデータを互いに開示することなくデータを結合して分析結果のみを開示可能とするなど、データを秘匿したまま処理できる技術

支援する。

3) 「日本の勝ち筋」を支える人材の育成

・ Society5.0 時代に対応するためには、AI に関わる人材の質・量を強化する必要がある。特に、日々誕生する斬新な着想を価値創造にまで高め上げることのできる「突き抜けた」人材の発掘とその育成を推進することが重要である。これまで IT やソフトウェア分野において有為な人材を輩出してきている「未踏 IT 人材発掘・育成事業（通称：未踏プロジェクト）」や「異能 (Inno) vation」プログラムについては、最重要の産業人材育成事業として推進する。併せて、若年層の人材発掘育成等についてもさらに充実を図る。

・ アジアの優秀な大学生を中心として海外から優秀な AI 人材を日本に呼び込むため、国内の研究所における報酬の柔軟化、アジアを中心とする現地大学と民間企業との連携支援強化などを検討する。

・ 日本人、外国人を問わず、高度 AI 人材を確保するため、企業や大学・研究機関等において、海外に引けを取らない待遇を実現する施策を実施する。

3-3 ESG 投資と SDGs

グローバルな潮流では「持続可能（サステナブル）で多様な主体を尊重・包摂する（インクルーシブ）成長」がキーワードである。こうした成長は、幅広い関係者である株主、従業員、顧客、取引先等（ステークホルダー）との協働を通じて実現されるものと考えられる。環境・社会・ガバナンス（ESG）を含む持続可能性（サステナビリティ）を巡る課題を適切に考慮することは、負の外部性を最小化し、企業価値ひいては市場全体の安定的な成長のために重要である。そして、こうした成長は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までの国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）が気候変動、水・衛生、クリーンエネルギー、教育、ジェンダー等の課題に取り組むことにしていることと共通の方向性を有している。

また、近年、国際金融機関や政府系資産運用会社、国際的に活動する保険会社等に、サステナビリティを考慮した投資撤退（ダイベストメント）の動きが見られ、わが国においても、サステナビリティを考慮しない活動を続けていくと、経済的にも不利益を被りかねない状況となっている。

1) ESG 投資の推進

・ 上記のグローバルな潮流を踏まえると、わが国企業等においても、ESG を考慮した活動を進めていくことは、極めて有益である。そして、ESG 世界最先進

国を目指すことは、わが国への投資の流れを促進し、長期的な価値創造をもたらす。欧米では、ESG をめぐる潮流の中核を担っているのはアセットオーナーである。わが国においても、アセットオーナーが主体的にその役割を果たしていくことが課題であり、このための方策を検討する。

・また、企業と投資家が「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス - ESG・非財務情報と無形資産投資 -」（価値協創ガイダンス）（平成 29 年 5 月 29 日経済産業省策定）の活用を表明できる仕組みと場を本年度中に整備し、ガイダンスのさらなる周知・浸透、活用促進を図る。

・これらの取組等を通じ、ESG 要素も念頭に置いた中長期的な企業価値向上に資する開示を含む情報提供や対話、投資手法の普及・発展を図る。

2) SDGs の普及に向けた取組

・SDGs を、世界で 2030 年までに創出される需要の機会と捉えることが重要であり、経営戦略と結び付けて事業機会の拡大に活かす企業の動きもみられる。

他方、これらの課題は一つの企業のみで解決することは難しく、企業、大学、NPO、行政等が協力して、オープンイノベーション型で取組を進めていくことが必要である。このため、わが国が持続可能なビジネスで世界に貢献できる課題を特定し、多様なプレイヤーの協働を促進する仕組みを検討する。加えて、こうした SDGs に積極的に取り組む企業等が評価され、課題解決に向けたプロジェクトにリスクマネーが供給される仕組みも検討する。

3-4 ベンチャー支援の強化

・グローバルで活躍するスタートアップの創出に向けた、認定スタートアップへの官民施策による集中支援プログラムである J-Startup⁹について、年度内を目途に関係省庁間での連携を強化する等、予算・税等を含めあらゆる施策で起業・ベンチャーを支援する。また、資金調達手段の一つとして、クラウドファンディングの適切な活用について検討していく。

・シリコンバレー等の海外のエコシステムを活用したわが国起業人材やスタートアップの成長支援及びグローバルのプレイヤーの呼び込みについて、経済産業省、JETRO、NEDO 等の関係省庁・機関が連携し、積極的に推進するための体制を構築する。

⁹ ①グローバルな成長が期待できるベンチャー企業を「特待生」として選び、②大企業・サポーターとつなぎ、③グローバル展開を支援するとともに、④世界の起業家層を呼び込むことにより、日本の成長と雇用を支える新たなエコシステムを構築するため、J-Startup という統一的なブランディングの下で関係省庁のベンチャー支援策の連携を進めるプログラム

・外国人起業家の呼び込みに向けて、外国人起業家を対象とする在留資格制度を年内に創設し、運用を開始する。

3-5 事業再編の促進と競争環境の整備

・産業の新陳代謝を促進するため、産業競争力強化法改正案に盛り込まれた自社株対価 M&A に関する税制・会社法に関する特例措置の利用を促す。また、今後の会社法改正において、自社株対価 M&A を組織再編の一類型として新たに位置づける。

・長期的な人口減少による地域、ひいては全国市場の縮小や、第4次産業革命の進展によるデジタル・プラットフォーマーの台頭など、事業者を取り巻く競争環境は大きく変化している。このような経済・社会の変化に対応した「公正な競争」を模索するとともに、これを実現する競争政策のあり方について見直しを行っていく。

《Target 4》 少子高齢化に立ち向かう新たな人材の参画

上記1から3までに掲げた施策の実現には、必要な人材を確保することが不可欠である。少子高齢化社会を迎えているわが国においては、外国人材の活用、都市から地方への人材の移動や都市と地方の交流人口の増加、女性や高齢者等の活躍の機会の拡大、人材の育成などに、これまで以上に取り組んでいく必要がある。

4-1 地域における人手不足対策と就労機会の拡大

1) 外国人材の活用

・日本中で人手不足の問題が顕在化しており、このままでは今後の成長の阻害要因となりつつある。したがって、スピード感を持って各業界における人手不足の状況を全体的に把握した上で、いわゆる移民政策をとらないことを前提に、技術や技能を有する外国人材をこれまで以上に活用していく。具体的には、技能実習の修了者等が、わが国で働く道を開き、わが国で就労することができるよう新たな就労資格を創設する等の方向で制度の創設を図る。また、中長期的には、今後、少子高齢化に伴う生産年齢人口の急激な減少を受け、あらゆる業界で人手不足が継続して発生すると見込まれることから、人材管理を総合的・戦略的に展開していくための体制を整備し、関係各省が連携してこの問題に対応していく。

2) 地方経済圏への人材移動

・中小企業の生産性革命実現に向け、担い手となる「ヒト」の確保は最重要課題である。大都市・大企業の若手・中堅人材は、地方・中小企業の中核人材となる可能性を秘めており、そのマッチングを進めることで地方・中小企業の生産性革命を進める。地方・中小企業への人材移動を進めるための取組を支援するとともに、その全国展開を図る。その際、特に地域金融機関をはじめとする（仲介）支援機関による地域企業への人材支援機能等を強化する。

・地方経済圏での活動を円滑化する観点から、労働者が一企業に依存することなく主体的な活動を円滑化するための兼業・副業の推進は重要である。このため、先般改定したモデル就業規則やガイドラインの普及を進めるとともに、労働者の健康確保にも留意しつつ、労働時間管理や労災補償のあり方について検討を進め、速やかに結論を得る。

・また、大企業人材が自らの専門性等を活かして公益的活動等を行う兼業・副業を推進するほか、今後、公務員が公益的活動等を行うための兼業・副業の拡大も含めて検討する。

3) テレワークの推進

・時間や空間の制約にとらわれない働き方であるテレワークは、育児や介護と仕事の両立や障害のある者の能力発揮、地方での人材活躍等の有効な手段となり得る。先般改定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」に基づき、事業場外みなし労働時間の適正な運用等長時間労働の防止等を図りつつ、テレワークの普及を進める。

4) シェアリングエコノミーの促進による地域での活動の場の拡大

・地方への人材移動、特に若者に地方で活躍してもらうためには、仕事があることが不可欠である。これまでは、地方には仕事がないと言われてきたが、目覚ましいITツールの発達によって、起業のハードルが低くなっている。地域においても、これまで提供されてきたサービスの廃止等の社会課題をシェアリングエコノミーによって解決する動きが加速し、新たな仕事を生み出すなど、若者の活動範囲も拡大している。地域おこし協力隊制度において隊員による起業や事業承継への支援を充実させていくなどこの制度も活用しながら、地域への人材移動を加速するとともに、地域の課題の解決を図っていく。

5) 働きづらさを抱える人々の就労支援

・一方、現下の雇用情勢にもかかわらず、障害者や刑務所出所者、生活困窮者などは「働きづらさ」を抱えており、こうした方々の就労を支援するため、「ソーシャル・ファーム¹⁰」の制度創設の検討を進める。

6) 高齢者の就労機会の拡大

・65歳超の高齢者の就労機会を拡大するため、継続雇用等で働く者の処遇のあり方について、「同一労働同一賃金」を踏まえつつ、検討を進める。また、高齢者の就業の場として、フリーランス等雇用によらない働き方が選択肢となるよう環境を整備する。

4-2 成長を支える人材育成

・初等中等教育においてプログラミング等の情報教育や統計等の数学教育を強化する学習指導要領の改訂が行われたことを受け、それを着実に実現するために教員の研修や教材を充実させる。

・学校において多様なニーズに応じた個人の能力強化・開発等を促進するため、EdTechを推進し、AI・ビッグデータ等を活用した新たな教育サービスの提供が

¹⁰ 障害者あるいは労働市場で不利な立場にある人々のために、仕事を生み出し、また支援付き雇用の機会を提供するビジネス

なされるよう、学校等で「使いやすく役立つ」技術・教材の開発・実証・普及を進める。

・2020年度からの小学校におけるプログラミング教育の必修化等に向けて、各学校の普通教室における無線LAN整備率100%や学習者用コンピュータなどの必要なICT環境の整備について、地方自治体に対して速やかな整備を促す。

・文系・理系の枠を超えた大学の全学教育におけるデータサイエンス教育を充実させるため、データサイエンス拠点を拡大するとともに、標準的カリキュラムや教材の開発を加速化する。

・大学や専修学校等におけるリカレント教育の拠点的整備、実務家教員の確保・質の向上、専門実践教育訓練給付の対象の拡充等に取り組み、社会人の学び直しを抜本的に増加させる。また、リカレント教育において、企業と協力したプログラムの開設を促進し、企業のニーズに応じた人材の育成を図る。さらに、中卒や高卒で就職した人や、出産・育児等によりキャリアを中断した女性等が、大学や専修学校等のリカレント教育のプログラム等で学び直すことを支援するなど、一人一人のライフサイクルに応じたキャリア形成を後押しする。

・グローバルに活躍するメガベンチャーの創出や、これまでの常識を覆すイノベーションは、20代、30代の若い人材から生まれている。AIやビッグデータの次の世代のイノベーションを生み出すような、世界を変える破壊的なイノベーションとなり得る研究に集中できる環境を提供するため、研究開発資金を若手研究者に重点配分していくなど、基礎研究から破壊的なイノベーションを生み出すというエコシステムを構築していく。

4-3 女性活躍の推進

・中長期的な企業価値の向上に向けて、女性活躍を大胆に進めるため、コーポレートガバナンス改革等を推進し、全上場企業において取締役会がその役割・責務を実効的に果たすための知見・経験・能力を、全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる仕組みを導入する。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の見直しに当たっては、女性活躍情報の「見える化」の徹底をはじめ、女性活躍に資する働き方や役員等への女性登用が促進されるよう、開示義務の拡大をはじめ、真に女性活躍に資する仕組みや支援策を検討する。

PDCA サイクルの強化

成長戦略の初策定から5年が経過する中、施策の進捗を管理する観点からKPIを設定してきたが、経済社会環境の変化や新たな構造改革課題の出現により、目標水準と実体とが大幅に乖離している等の問題が生じているものがある。

成長戦略の策定に当たっては、まず、大きな政策目標(ゴール)を明確に掲げ、それを達成するために個別のターゲットを設定すべきである。そして、そのターゲットに関してKPIを設定し、その達成度をチェックしながらターゲットを見直すというPDCAサイクルを確立すべきである。

また、既に目標水準を達成したKPIについては、上方修正などによりさらなる高みを目指してきた一方、高すぎる目標水準のKPIについては据え置かれたままとなっているところ、これが形骸化し、関係者の達成に向けた意欲を引き出すことにつながらず、施策の進捗を図るメルクマールとしての機能が失われている恐れがある。

こうしたものについて、いたずらにKPIの追求を自己目的化せず、PDCAサイクルのためのKPIとしていく観点から、単なる目標の後退とならないよう留意しつつ、目標水準の適正化等を図っていく。

(参考)

経済構造改革に関する特命委員会 開催実績 (平成 30 年 2 月以降)

<第 23 回 平成 30 年 2 月 6 日 (火) >

○人手不足の実態と対応策について

1) 中小企業における人手不足の実態

・舟久保利明 東京工業団体連合会会長

大田工業連合会会長

株式会社昭和製作所代表取締役会長

2) 外国人技能実習制度を含めた制度設計

・毛受敏浩 日本国際交流センター執行理事

<第 24 回 平成 30 年 2 月 13 日 (火) >

○水産業・林業の IT 化について

1) 水産業の IT 化

・和田 雅昭 はこだて未来大学教授

2) 林業の IT 化

・堀澤 正彦 北信州森林組合業務課長

<第 25 回 平成 30 年 2 月 20 日 (火) >

○地方経済圏への人材移動について

1) 地域おこし協力隊のスキームを活用した拠点づくり

・林 篤志 Next Commons Lab 代表理事

2) 地域中小企業への経営幹部人材の紹介

・小城 武彦 日本人材機構代表取締役社長

<第 26 回 平成 30 年 2 月 27 日 (火) >

○宇宙 (生命、文明) 史から経済及び経済成長を考える

・松井 孝典 宇宙政策委員会委員長代理

千葉工業大学惑星探査研究センター所長

東京大学名誉教授

<第 27 回 平成 30 年 3 月 6 日 (火) >

○IoS (internet of Services) が創る連携経済社会

・坂村 健 INIAD 東洋大学情報連携学部学部長

<第 28 回 平成 30 年 3 月 13 日 (火) >

- サステナブルかつインクルーシブな世界を目指す潮流の中で日本が果たすべき役割
～日本的価値観発展の可能性と日本がリーダーシップを発揮するために必要なこと～
- ・水野 弘道 責任投資原則協会理事

<第 29 回 平成 30 年 3 月 20 日 (火) >

- インバウンド需要への対応策について
- ・織田 正幸 株式会社エイチ・アイ・エス取締役常務執行役員
- ・早坂 昌彦 ハウステンボス株式会社取締役

<第 30 回 平成 30 年 3 月 27 日 (火) >

- 日本が勝者になるためには～AI×ロボティクスのプラットフォーム構築～
- ・北野 宏明 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所代表取締役社長

<第 31 回 平成 30 年 4 月 3 日 (火) > 知的財産戦略調査会との合同会議

- 今後のわが国のあるべき経済社会システムとは
～日本にイノベーション・エコシステムを定着させるためには～
- ・落合 陽一 筑波大学学長補佐・准教授

<第 32 回 平成 30 年 4 月 12 日 (木) >

- 地産地消型エネルギーによる成長戦略
- ・柏木 孝夫 東京工業大学特命教授

<第 33 回 平成 30 年 4 月 19 日 (木) > 知的財産戦略調査会との合同会議

- 1) 知的財産戦略ビジョンの検討状況
- 2) 調査会提言について

<第 34 回 平成 30 年 4 月 24 日 (火) >

- 最終報告 (案) について

経済構造改革に関する特命委員会

平成30年1月30日

委員長	岸田文雄	
副委員長	松野博一	平井たくや
	山口 壯	後藤茂之
	木原誠二	
	片山さつき	
幹事長	新藤義孝	
幹事	原田憲治	(総務部会長)
	義家弘介	(財務金融部会長)
	赤池誠章	(文部科学部会長)
	橋本 岳	(厚生労働部会長)
	野村哲郎	(農林部会長)
	江島 潔	(水産部会長)
	城内 実	(経済産業部会長)
	盛山正仁	(国土交通部会長)
事務局長	平 将明	
事務局長代理	木原誠二	(兼)
事務局次長	小田原 潔	細田健一
	古川 康	和田義明
	こやり 隆史	

以 上